

			円	円	円	円	円	円	
	小体育館、剣道場及び柔道場	営利目的 その他	11,100 5,500	11,100 5,500	7,400 3,700	7,400 3,700	7,400 3,700	44,400 22,100	
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを使用する場合	大体育館	一般	20,600	20,600	13,700	13,700	13,700	82,300
			高校生	7,300	7,300	4,800	4,800	4,800	29,000
			・学生						
			中学生	6,200	6,200	4,100	4,100	4,100	24,700
			以下						
	小体育館、剣道場及び柔道場	一般	6,400	6,400	4,200	4,200	4,200	25,400	
		高校生	2,200	2,200	1,400	1,400	1,400	8,600	
		・学生							
		中学生	1,900	1,900	1,200	1,200	1,200	7,400	
	その他	大体育館	興行等	222,700	222,700	148,500	148,500	148,500	890,900
小体育館、剣道場及び柔道場		興行等	66,700	66,700	44,500	44,500	44,500	266,900	

	小体育館、剣道場及び柔道場		8,000	8,000	6,700	9,400	9,400	41,500		
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを使用する場合	大体育館	児童等	3,900	3,900	3,300	4,200	4,200	19,500	
			生徒等	3,900	3,900	3,300	4,200	4,200	19,500	
			一般	12,000	12,000	9,600	12,900	12,900	59,400	
			小体育館、剣道場及び柔道場	児童等	1,200	1,200	900円	1,300	1,300	5,900
			生徒等	1,200	1,200	900円	1,300	1,300	5,900	
	その他	大体育館		71,400	71,400	55,800	78,300	78,300	355,200	
		小体育館、剣道場及び柔道場		26,800	26,800	22,300	31,300	31,300	138,500	
	興行を目的とする場合	大体育館		120,600	120,600	96,600	132,600	132,600	603,000	
		小体育館、剣道場		40,200	40,200	33,500	46,900	46,900	207,700	

6 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

7 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
大体育館フロア	3分の1面	別表第1中1貸切使用料の時間帯区分に規定する額の3分の1の額
小体育館、剣道場及び柔道場	2分の1面	別表第1中1貸切使用料の時間帯区分に規定する額の2分の1の額

7 前3項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

2 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	大体育館フロア	3分の1面	1回につき各館貸切使用料の3分の1の額（F欄を除く。）	1日につき各館貸切使用料のF欄の3分の1の額
	小体育館、剣道場及び柔道場	2分の1面	1回につき各館貸切使用料の2分の1の額（F欄を除く。）	1日につき各館貸切使用料のF欄の2分の1の額
	2階多目的室	1室	1回につき3,000円	1日につき15,000円
	1階多目的室、更衣室、会議室及びミーティングルーム	1室	1回につき200円	1日につき1,000円
	屋外バルコニー及びホール	全面（ホールに限り通路部分を除く。）	1回につき600円	1日につき3,000円
	メディアスペース	全面	1回につき200円	1日につき1,000円

その他	2階多目的室	1室	1回につき3,000円	1日につき15,000円
	1階多目的室、 更衣室、会議室 及びミーティン グルーム	1室	1回につき1,200円	1日につき6,000円
	屋外バルコニー 及びホール	全面（ ホール に限り 通路部 分を除 く。）	1回につき3,700円	1日につき18,500円
	メディアスペ ース	全面	1回につき1,200円	1日につき6,000円

備考

- 1 一部貸切使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 2 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第1中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

- 1 「1回」とは、各館貸切使用料の表に掲げる時間区分の単位を（以下この表において同じ。）、「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下同じ。）又は土曜日等に大体育館フロア、小体育館、剣道場及び柔道場を使用する場合の使用料は、各館貸切使用料の表の備考第4項から第6項までの規定を準用する。
- 3 時間外又は土曜日等に2階多目的室、1階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム、屋外バルコニー、ホール及びメディアスペースを使用する場合は、当該使用料に4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

対象	単位	使用料
一般	1人1回	200円
高校生・学生	1人1回	120円
中学生以下	1人1回	80円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「1回」とは、別表第1中1貸切使用料の表に規定するA、B、C、D又はEの時間帯区分における使用をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 附属室又は貸出区域使用料

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			A又はB	C、D又はE	F
アマチュア	2階多目的室	1室	1,200円	800円	4,800円
アスポートを目的に使用する場合	1階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム及びメディアスペース	1室	500円	300円	1,900円
	屋外バルコニー	全面	1,400円	900円	5,500円

3 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

	2階ホール	全面（通路部 分を除く。）	200円	100円	700円
	1階ホール	全面（通路部 分を除く。）	600円	400円	2,400円
	エントランス ホール	全面（通路部 分を除く。）	1,100円	700円	4,300円
その他	2階多目的室	1室	3,800円	2,500円	15,100円
	1階多目的室、 更衣室、会議 室、ミーティン グルーム及びメ ディアスペース	1室	2,200円	1,500円	8,900円
	屋外バルコニー	全面	6,300円	4,200円	25,200円
	2階ホール	全面（通路部 分を除く。）	1,200円	800円	4,800円
	1階ホール	全面（通路部 分を除く。）	2,900円	1,900円	11,500円
	エントランス ホール	全面（通路部 分を除く。）	5,000円	3,300円	19,900円

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第1中1貸切使用料の表の時間帯区分における使用時間をいう。
- 2 時間外に附属室又は貸出区域を使用する場合の使用料は、別表第1中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 3 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

種別		単位	使用料	
冷暖房設備	大体育館	1時間	12,800円	
	小体育館	1時間	1,600円	
	剣道場	1時間	500円	
	柔道場	1時間	500円	
温水シャワー	個人使用の場合	1人1使用	300円	
	貸切使用の場合	大体育館	1日1室(5基)	2,500円
		小体育館	1日1室(2基)	1,000円
	合	剣道場	1日1室(3基)	1,500円
		柔道場	1日1室(1基)	500円
放送設備	大体育館	1式1時間	700円	
	小体育館	1式1時間	200円	
	剣道場	1式1時間	200円	
	柔道場	1式1時間	200円	
映像設備	大型アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間	3,300円	
	映像装置	その他	1日	16,500円
			1時間につき	11,000円
			1日	55,000円

4 設備等使用料

種別		使用料	
冷暖房	大体育館	1時間につき12,000円	
	小体育館	1時間につき1,500円	
	剣道場	1時間につき500円	
	柔道場	1時間につき500円	
温水シャワー	大体育館及びランニングステーション	1基10分につき100円	1室1時間につき600円
	小体育館、剣道場及び柔道場	1室1時間につき100円	
フロアシート		10平方メートル1日につき10円	
平台		1枚1日につき200円	
放送設備	大体育館	1式1時間につき500円	
	小体育館	1式1時間につき100円	
	剣道場	1式1時間につき100円	
	柔道場	1式1時間につき100円	
映像設備	大型映像装置	興行を目的とし	1時間につき1日につき
		ない場合	3,300円 16,500円
		興行を目的とする場合	1時間につき1日につき
		11,000円 55,000円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワット	1回につき200円	

を超え1キロワット以下の場合

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合

備考 フロアシートおよび平台は、アマチュアスポーツを目的に使用する
場合で、入場料を徴さない使用の時は、無料とする。

5 電気使用料

使用区分	使用料
大 全館	1時間につき2,400円
体 体育館フロア及び2階観覧席	1時間につき1,200円
育 体育館フロア	1時間につき1,000円
館 特殊電源装置	1時間につき800円
小体育館	1時間につき700円
柔道場及び剣道場	1時間につき200円
ホール	1時間につき300円

備考 アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

6 (略)

6 (略)

別表第2（第8条関係）

東部体育館、西部体育館、西部第二体育館、ふるさとの森スポーツパーク体育館及び磐梯熱海スポーツパーク体育館使用料

1 貸切使用料

(1) 東部体育館貸切使用料

区分	使用目的	対象	時間帯区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュア一般	一般	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
	ユアス	高校	1,100円	1,100円	700円	700円	700円	4,300円
	スポーツ入場料を徴さない場合	学生						
	に使用する場	中学以下	700円	700円	400円	400円	400円	2,600円
使用者が入場料を徴する場	アマチュア一般	一般	8,900円	8,900円	5,900円	5,900円	5,900円	35,500円
	ユアス	営利目的						
	スポーツ入場料を徴する場	その他	4,400円	4,400円	2,900円	2,900円	2,900円	17,500円
使用者が入場料を徴する場	アマチュア一般	一般	6,200円	6,200円	4,100円	4,100円	4,100円	24,700円
	ユアス	高校	2,100円	2,100円	1,400円	1,400円	1,400円	8,400円

別表第2（第8条関係）

東部体育館の使用料

1 貸切使用料

使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アマチュアスポーツを目的とする場合	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
	一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
その他		8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円

合	合	中 学	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
		生 以						
		下						
		その他（興行 等）	53,700円	53,700円	35,800円	35,800円	35,800円	214,800 円

備考

- 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 土曜日等に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 5 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 6 前3項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

(2) 西部体育館及び西部第二体育館貸切使用料

区分	使用 目的	対象	時間帯区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前9時 から正午 まで	正午から 午後3時 まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
使用	アマチ	一般	4,100円	4,100円	2,700円	2,700円	2,700円	16,300円

者がユアス入場料徴さない場合	高校生	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
をを目的に使用する場	中学生	1,400円	1,400円	900円	900円	900円	5,500円
以下	その他						
営利的	20,500円	20,500円	13,600円	13,600円	13,600円	13,600円	81,800円
その他	10,200円	10,200円	6,800円	6,800円	6,800円	6,800円	40,800円
使用アマチ	一般	13,700円	13,700円	9,100円	9,100円	9,100円	54,700円
者がユアス入場料徴する場	高校生	4,800円	4,800円	3,200円	3,200円	3,200円	19,200円
をを目的に使用する場	中学生	3,400円	3,400円	2,200円	2,200円	2,200円	13,400円
以下	その他（興行等）	123,200円	123,200円	82,100円	82,100円	82,100円	492,700円

(3) ふるさとの森スポーツパーク体育館、磐梯熱海スポーツパーク体育館
貸切使用料

区分	使用目的	対象	時間帯区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前9時から	正午から	午後3時から	午後5時から	午後7時から	午前9時から
			まで	3時まで	午後5時まで	午後7時まで	午後9時まで	午後9時まで
使用アマチ	一般		2,700円	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	10,800円

者がユアス							円
入場料を徴すに使用する場合	スポーツ高 高校生	1,600円	1,600円	1,000円	1,000円	1,000円	6,200円
	をを目的・学生						
	徴すに使用 中学生	1,000円	1,000円	700円	700円	700円	4,100円
	する場 以下						
	合 合						
	その他 営利目的	13,500円	13,500円	9,000円	9,000円	9,000円	54,000円
	その他	6,700円	6,700円	4,500円	4,500円	4,500円	26,900円
使用者がユアス	アマチ一般	9,500円	9,500円	6,300円	6,300円	6,300円	37,900円
入場料を徴すに使用する場合	スポーツ高 高校生	4,200円	4,200円	2,800円	2,800円	2,800円	16,800円
	をを目的・学生						
	徴すに使用 中学生	2,800円	2,800円	1,900円	1,900円	1,900円	11,300円
	する場 以下						
	合 合						
	その他 (興行等)	81,400円	81,400円	54,200円	54,200円	54,200円	325,400円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは、使用者が体育館を使用するに際し、入場料を徴収する場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。

- 4 「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。
- 5 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第2において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Fの欄に掲げる額の12分の1に相当する額にその額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 6 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 7 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
体育館	2分の1面	別表第2中1貸切使用料の表の時間帯区分に規定する額の2分の1の額

備考

- 1 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第2中1貸切使

2 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合 その他	体育館 会議室	2分の1面 1室	1回につき貸切使用料の2分の1の額（料のF欄の2分の1の額を除く。）	1日につき貸切使用料のF欄の2分の1の額
			1回につき200円	1日につき1,000円
	会議室	1室	1回につき800円	1日につき4,000円

備考

- 1 「1回」とは、貸切使用料の表に掲げる時間帯区分の単位を（以下こ

用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。

- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 個人使用料

対象	単位	使用料
一般	1人1回	200円
高校生・学生	1人1回	120円
中学生以下	1人1回	80円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「1回」とは、別表第2中1貸切使用料の表のA、B、C、D又はEの時間帯区分における使用をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 附属室又は貸出区域使用料

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			A又はB	C、D又はE	F

の表において同じ。）、「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。

- 2 時間外又は土曜日等に体育館を使用する場合の使用料は、貸切使用料の表の備考第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 時間外又は土曜日等に会議室を使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

アマチユアスポーツを目的に使用する場合その他	東部体育館 西部体育館 西部第二体育館 磐梯熱海スポーツパーク体育館	会議室	1室	500円	300円	1,900円
	西部体育館 磐梯熱海スポーツパーク体育館	ステージ	全面	1,000円	600円	3,800円
	東部体育館 西部体育館 西部第二体育館 磐梯熱海スポーツパーク体育館	会議室	1室	1,500円	1,000円	6,000円
	西部体育館 磐梯熱海スポーツパーク体育館	会議室	1室	2,200円	1,500円	8,900円
	西部体育館 磐梯熱海スポーツパーク体育館	ステージ	全面	4,300円	2,900円	17,300円

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第2中1貸切使用料の表の時間帯区分における使用時間をいう。
- 2 時間外に附属室又は貸出区域を使用する場合の使用料は、別表第2中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 3 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 5 設備等使用料

種別	単位	使用料
----	----	-----

4 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
----	----	----	-----

暖房設備	西部体育館	1時間	5,200円	
	西部第二体育館			
	磐梯熱海スポーツパーク体 育館			
温水シャワー	個人使用の場合	1人1使用	300円	
	貸切使用の場 合	東部体育館	1日1室(3基)	1,500円
		西部体育館	1日1室(4基)	2,000円
		西部第二体育館	1日1室(5基)	2,500円
		磐梯熱海スポーツ パーク体育館	1日1室(5基)	2,500円
		ふるさとの森スポ ーツパーク体育館	1日1室(2基)	1,000円
放送設備	東部体育館	1式1時間	500円	
	西部体育館			
	西部第二体育館			
	磐梯熱海スポーツパーク体 育館			
	ふるさとの森スポーツパー ク体育館			

温水シャワー		1室1時間	300円
フロアシート		10平方メートル 1日	10円
放送設備		1式1時間	300円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超	1回	300円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

え1.5キロワット以下の場合		
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考 フロアシートは、アマチュアスポーツを目的に使用する場合は、無料とする。

5 電気使用料

使用区分	使用料
体育館	1時間につき700円

備考 アマチュアスポーツを目的に使用する場合は、無料とする。

別表第3（第8条関係）

西部体育館、西部第二体育館、ふるさとの森スポーツパーク体育館及び磐梯熱海スポーツパーク体育館の使用料

1 全館貸切使用料

区分	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が入場料を徴さる場合	アマチュアスポーツを目的に使用する	児童等生徒等一般	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円

ない	その他		16,400円	16,400円	13,400円	17,900円	17,900円	82,000円	
場合									
使用	興行ア	マ	児童	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
者が	を目	チ	等						
入場	的と	ア	生徒	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
料を	しな	ポ	等						
徴す	い場	ツ	を	7,900円	7,900円	6,500円	8,600円	8,600円	39,500円
る場	合								
合		目							
		的							
		に							
		使							
		用							
		す							
		る							
		場							
		合							
			その他	47,700円	47,700円	37,200円	52,100円	52,100円	236,800円
			興行を目的とす	80,400円	80,400円	64,300円	88,500円	88,500円	402,100円
			る場合						

備考

- 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 土曜日等に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 5 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間に

つき、時間区分Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。

- 6 前3項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

2 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合その他	体育館フロア	2分の1	1回につき全館貸切	1日につき全館貸切
		面	使用料の2分の1の額（F欄を除く。）	使用料のF欄の2分の1の額
	ステージ	全面	1回につき400円	1日につき2,000円
	会議室	1室	1回につき200円	1日につき1,000円
	ステージ	全面	1回につき2,500円	1日につき12,500円
	会議室	1室	1回につき1,200円	1日につき6,000円

備考

- 「1回」とは、全館貸切使用料の表に掲げる時間区分の単位を（以下この表において同じ。）、「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 時間外又は土曜日等に体育館フロアを使用する場合の使用料は、全館貸切使用料の表の備考第3項から第5項までの規定を準用する。
- 時間外又は土曜日等に会議室及びステージを使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円

一般 | 1回につき100円

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

4 設備等使用料

種別	区分	使用料
暖房		1時間につき1,750円に重油使用量による実費相当額を加算した額
温水シャワー (磐梯熱海スポーツパーク体育館を除く。)		1室1時間につき300円
温水シャワー (磐梯熱海スポーツパーク体育館)		1回(10分以内)100円
フロアシート		10平方メートル1日につき10円
放送設備		1式1時間につき500円
電光掲示板		1組1時間につき400円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超	1回につき200円

え 1キロワット以下の場合	
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回につき300円
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき400円

備考 フロアシートは、アマチュアスポーツを目的に使用する場で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

5 電気使用料

使用区分	使用料
全館	1時間につき1,600円
体育館フロア及び2階観覧席	1時間につき800円
体育館フロア	1時間につき700円
ステージ	1時間につき700円
特殊電源装置	1時間につき800円

備考 アマチュアスポーツを目的に使用する場で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

別表第3 (第8条関係)

開成山野球場使用料

1 貸切使用料

区分	使用区分	使用目的	対象	単位	使用料
使用者が入場料を徴さない場合	グラウンド	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	1時間	2,700円
			高校生・学生及び中学生以下	1時間	1,500円
		その他		1時間	13,200円
使用者が入場料を徴さない場合	グラウンド	入場料が1,000円以下の場合		1時間	9,000円

場料を徴する 場合	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	1時間	18,000円
	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	1時間	36,000円
	入場料が5,001円以上の場合	1時間	72,000円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 使用者が入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 4 使用者が入場料を徴さない場合であって、かつ、使用目的が「その他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。
- 5 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 6 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 7 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属室使用料

使用目的	使用区分	単位	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	屋内練習場	1面1時間	1,100円
	会議室	1室1時間	400円
その他	屋内練習場	1面1時間	3,300円
	会議室	1室1時間	1,200円

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
放送設備		1時間	700円
夜間照明設備	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	全灯	25,800円
		1時間	
		3分の2灯	17,200円
		1時間	
		2分の1灯	12,900円
		1時間	
	その他	1時間	129,400円
スコアボード		1時間	1,400円

球速測定器		1時間	400円
バッティングゲージ		1時間	400円
温水シャワー	個人利用の場合	1人1使用	300円
	貸切使用の場合	1塁側及び	1日1室(4基)
		3塁側	
	審判室	1日1室(1基)	500円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第4(第8条関係)

西部サッカー場使用料

1 貸切使用料

使用区分	区分	単位	使用料	
メインコート	使用者が入場料を徴さない場合	1時間	2,200円	
	使用者が入場料を徴する場合	入場料が1,000円以下の場合	1時間	7,700円
		入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	1時間	15,400円
	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	1時間	30,800円	
		1時間	61,600円	
	入場料が5,001円以上の場合	1時間	61,600円	
	サブコート	1時間につきメインコートの各区分の2分の1の額		

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適

用する。

- 2 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後6時から翌日の午前9時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属室使用料

使用区分	単位	使用料
会議室	1室1時間	300円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
放送設備		1式1時間	400円
スコアボード		1時間	400円
温水シャワー	個人使用	1人1使用	300円

貸切使用	男子更衣室	1日1室(8基)	4,000円
	女子更衣室	1日1室(4基)	2,000円
	審判控室	1日1室(1基)	500円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第5 (第8条関係)

郡山総合運動場等使用料

1 貸切使用料

施設名	単位	使用料
-----	----	-----

別表第4 (第8条関係)

郡山総合運動場等(開成山野球場及び磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場を除く。)の使用料

1 個人使用料

施設名	使用者別	1回使用料	年間使用料	摘要
開成山陸上競技場	一般	1人100円	5,200円	1回の使用
開成山弓道場	高校生	1人70円	2,600円	時間は、2時間とする。
郡山庭球場	中学生以下	1人50円	1,000円	
郡山相撲場				
開成山屋内水泳場	一般	1人600円		
	高校生	1人400円		
	小学生及び中学生	1人300円		
	幼児	1人200円		

備考

- 1 「中学生」とは、中学校の生徒をいう。以下同じ。
- 2 「小学生」とは、小学校の児童をいう。以下同じ。
- 3 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前のものをいう。

2 貸切使用料

施設名	使用料
-----	-----

開成山陸上競技場	1時間	2,200円
開成山陸上競技場補助競技場	1時間	1,100円
開成山弓道場	1時間	1,100円
開成山屋内水泳場 (25メートルプール)	全コース 1時間	12,800円
	1コース 1時間	1,800円
開成山屋内水泳場 (50メートルプール)	全コース 1時間	23,100円
	1コース 1時間	2,600円
郡山庭球場	1面 1時間	600円
日和田野球場	1時間	1,100円
磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド	1時間	1,100円
磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場	1時間	2,200円
郡山相撲場	1時間	1,100円
郡山市熱海フットボールセンター	全面 1時間	2,800円
	2分の1面 1時間	1,400円

備考

- 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後6時から翌日の午前9時までをいう。ただし、開成山弓道場、開成山屋内水泳場、郡山庭球場、磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド、郡山相撲場及び郡山市熱海フットボールセンターについては、午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第5において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算する。この場合におい

開成山陸上競技場	1時間につき1,600円	
開成山陸上競技場補助競技場	1時間につき800円	
開成山弓道場	1時間につき800円	
開成山屋内水泳場	25メートル全コース 1時間	につき10,000円
	プール	1コース 1時間につき1,300円
	50メートル全コース 1時間	につき20,000円
	プール	1コース 1時間につき2,300円
郡山庭球場	1面 1時間につき300円	
日和田野球場	1時間につき800円	
磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド	1時間につき800円	
西部サッカー場	メインコート	1時間につき1,600円
	ト	
	サブコート	1時間につき800円
磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場	1時間につき1,600円	
郡山相撲場	1時間につき800円	
郡山市熱海フットボールセンター	全面	1時間につき2,000円
	2分の1面	1時間につき1,000円

備考

- 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合には最高入場料の200人分を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合には最高入場料の300人分（開成山陸上競技場、開成山屋内水泳場、日和田野球場、西部サッカー場及び郡山市熱海フットボールセンターに限る。）を加算する。

て、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

- 2 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

	種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	別表第5中1貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	別表第5中1貸切使用料の額の100分の200に相当する額

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」とは、使用者が別表第5中1貸切使用料の表に定める施設を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。
- 2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

- 2 開場時間以外（午後6時から翌日の午前9時までをいう。ただし、開成山弓道場、開成山屋内水泳場、郡山庭球場、磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド、郡山相撲場及び郡山市熱海フットボールセンターについては、午後9時から翌日の午前9時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、貸切使用料に掲げる額の4分の1に相当する額を加算する。
- 3 土曜日等に使用する場合（開成山屋内水泳場に限る。）は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

3 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

施設名	対象	単位	使用料	摘要
開成山陸上競技場	一般	1人1回	200円	1回の使用時間
開成山弓道場	高校生・学生	1人1回	120円	は、2時間とする。
郡山庭球場	中学生以下	1人1回	80円	
郡山相撲場				
開成山屋内水泳場	一般	1人1回	840円	1回とは、出入
	高校生・学生	1人1回	500円	口の通過回数1
	小学生及び中学生	1人1回	330円	回限りをいう。
	幼児	1人1回	250円	

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。
- 4 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。
- 5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 附属室使用料

施設	使用区分	単位	使用料
開成山陸上競技場	会議室	1室1時間	400円

	特別会議室	1室1時間	400円
開成山弓道場	会議室1	1室1時間	400円
	会議室2	1室1時間	300円
開成山屋内水泳場	会議室	1室1時間	400円
郡山市熱海フットボールセンター	会議室	1室1時間	300円

備考

- 1 時間外に附属室を使用する場合の使用料は、別表第5中1貸切使用料の表の備考第1項及び第2項の規定を準用する
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	
放送設備		1式1時間	400円	
郡山庭球場夜間照明設備	個人使用	1人1時間	200円	
	貸切使用	一般	1面1時間	600円
高校生・学生及び中学生以下		1面1時間	300円	
スポーツ広場及び磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド	一般	30分	700円	
	高校生・学生及び中学生以下	30分	350円	
郡山市熱海フットボールセンター夜間照明設備	全灯	一般	1時間	2,200円
		高校生・学生及び中学生以下	1時間	1,100円
	2分の1灯	一般	1時間	1,100円

3 設備等使用料

種別	区分	使用料	
附属設備	放送設備	1時間につき300円	
	郡山庭球場夜間照明設備	個人使用	1人1時間につき100円
		貸切使用	1面1時間につき300円
	スポーツ広場及び磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド夜間照明設備	30分につき500円	
	郡山市熱海フットボールセンター夜間照明設備	1時間につき1,600円	
	2分の1灯	1時間につき800円	

	灯	高校生・学生及び中学生以下	1時間	550円
磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンドスコアボード			1時間	400円
温水シャワー（個人使用）			1人1使用	300円
温水シャワー（貸切使用）	開成山陸上競技場		1日1室（3基）	1,500円
	郡山庭球場	男子更衣室	1日1室（5基）	2,500円
		女子更衣室	1日1室（4基）	2,000円
	磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場		1日1室（2基）	1,000円
	郡山市熱海フットボールセンター		1日1室（2基）	1,000円
開成山屋内水泳場大型電光表示盤			1時間	1,400円
競泳用自動計測装置			1式1日	6,500円

スコアボード				1時間につき300円
温水シャワー	開成山陸上競技場			1基10分につき100円
	郡山庭球場			1室1時間につき300円
	西部サッカー場			1室1時間につき500円
	磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場			1室1時間につき500円
	郡山市熱海フットボールセンター			1室1時間につき500円
開成山屋内水泳場大型電光表示盤				1時間につき1,000円
競泳用自動計測装置				1式1日につき5,000円
会議室				1室1時間につき200円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合			1時間につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合			1時間につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5			1時間につき300円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
 - 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
 - 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
 - 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 6 (略)

キロワット以下の場合	
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1時間につき400円

4 (略)

別表第5 (第8条関係)

開成山野球場の使用料

1 貸切使用料

使用区分	使用目的	対象	使用日	摘要
グラウンド	野球に使用する場合	一般	平日	1時間につき2,000円
			土曜日等	1時間につき2,500円
		高校生以下	平日	1時間につき1,000円
			土曜日等	1時間につき1,300円
	野球以外に使用する 場合		平日	1時間につき10,000円
			土曜日等	1時間につき12,500円
屋内練習場				1面1時間につき1,000円
会議室				1室1時間につき200円

備考

- 1 平日に使用者が入場者を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合には最高入場料の200人分（対象が高校生以下のときは、100人分とする。）を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合には最高入場料の300人分を加算する。
- 2 土曜日等に使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合には最高入場料の300人分（対象が高校生以下のときは、150人分とする。）を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合には最高入場料の400人分を加算する。
- 3 開場時間以外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、貸切使用料に掲げる額の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

2 設備等使用料

種別	区分	使用料
附属	放送設備（ポータブル式を除く。）	1時間につき500円
設備	放送設備（ポータブル式）	1時間につき100円
	夜間アマチュアスポーツを目的に使用する照明する場合	全灯1時間につき27,000円
	設備	3分の2灯1時間につき18,000円
		2分の1灯1時間につき13,500円
		3分の1灯1時間につき7,000円
	プロスポーツを目的に使用する場合	1時間につき135,000円

	スポーツ以外を目的に使用する場合	1時間につき135,000円
	スコアボード	1時間につき1,000円
	球速測定器	1時間につき200円
	バッティングゲージ	1時間につき200円
	温水シャワー	1基10分につき100円
持込電気器具の場合	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下	1時間につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1時間につき200円
持込電気器具の場合	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1時間につき300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1時間につき400円

別表第6（第8条関係）

磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場の使用料

1 冬期の使用料

別表第6（第8条関係）

磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場使用料

1 貸切使用料

(1) 冬期の使用料

使用区分	使用目的	単位	使用料
スケート場	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間	15,900円
	その他	1時間	79,400円

(2) 夏期の使用料

使用区分	使用目的	単位	使用料
スケート場	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間	8,400円
	その他	1時間	39,700円

備考

- 1 第3条第2項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（冬期においては午後5時から翌日の午前10時まで、夏期においては午後5時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第6において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、貸切使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 使用者が入場料を徴さない場合であって、かつ、使用目的が「その他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。
- 3 前2項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

	種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上	別表第6中1貸切使用料の額の
	3,000円以下の場合	100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の	別表第6中1貸切使用料の額の
	場合	100分の200に相当する額

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」とあるのは、使用者がスケート場

を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。

2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

3 加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

(1) 冬期の使用料

対象	単位	使用料	摘要
一般	1人1回	600円	1回とは、出入口
高校生・学生	1人1回	360円	の通過回数1回限
中学生以下	1人1回	240円	りをいう。

備考

1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

(1) 個人使用料

使用者別	単位	金額	摘要
一般	1人1回につき	400円	回数券（6回券）は、2,000円とする。
高校生	1人1回につき	300円	回数券（6回券）は、1,500円とする。
中学生以下	1人1回につき	200円	回数券（6回券）は、1,000円とする。

備考

1 この表は、アイススケート場として使用する場合に適用する。

2 「1回」とは、出入口の通過回数1回限りをいう。

(2) 貸切使用料

使用目的	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間につき12,400円
その他	1時間につき61,800円

備考

1 使用者が入場料を徴収する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分を、その他の場合にあっては最高入場料の300人分を加算する。

2 土曜日等に使用する場合は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。

3 開場時間以外（午後5時から翌日の午前10時までをいう。）の使用

(2) 夏期の使用料

対象	単位	金額	摘要
一般	1人1回	400円	1回とは、出入口の
高校生・学生	1人1回	240円	通過回数1回限りを
中学生以下	1人1回	160円	いう。

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

に係る使用料は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。

- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

2 夏期の使用料

(1) 個人使用料

使用者別	単位	金額	摘要
一般	1人1回につき	200円	回数券(6回券)は、1,000円とする。
高校生	1人1回につき	150円	回数券(6回券)は、750円とする。
中学生以下	1人1回につき	100円	回数券(6回券)は、500円とする。

備考

- 1 この表は、ローラースケート場として使用する場合に適用する。
- 2 「1回」とは、出入口の通過回数1回限りをいう。

(2) 貸切使用料

使用目的	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間につき6,200円
その他	1時間につき30,900円

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあつては最高入場料の200人分を、その他の場合にあつては最高入場料の300人分を加算する。
- 2 土曜日等に使用する場合は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 3 開場時間以外(午後5時から翌日の午前9時までをいう。)の使用に係る使用料は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額

4 附属室等使用料

使用区分	単位	使用料
会議室	1室1時間	700円

備考

- 1 時間外の使用に係る使用料は、1時間につき、附属室等使用料の表に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。
- 2 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

種別	対象	単位	使用料
放送設備		1時間	400円
夜間照明設備	一般	1時間	5,200円
	高校生・学生及び	1時間	2,600円
	中学生以下		
ロッカー		1回	50円
貸靴		1回	300円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

を加算する。

- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 設備等使用料

種別	使用料
放送設備	1時間につき300円
夜間照明設備	1時間につき4,000円
ロッカー	1回につき50円
貸靴	1回につき300円

る時間を含むものとする。

別表第7（第8条関係）

磐梯熱海アイスアリーナ使用料

1 貸切使用料

(1) 冬期の使用料

使用区分	使用目的	単位	使用料
アリーナ	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間	15,900円
	その他	1時間	79,400円

(2) 夏期の使用料

使用区分	使用目的	単位	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アリーナ	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	全面	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	2分の1面	1,200円	1,200円	800円	800円	800円	4,800円
		3分の1面	800円	800円	500円	500円	500円	3,100円
		1面						
	その他		18,400円	18,400円	12,200円	12,200円	12,200円	73,400円

備考

- 夏期の貸切使用において冷房設備を使用する場合は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。
- 第3条第3項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたとき、時間外（冬期においては午後9時から翌日の午前10時まで、夏期においては午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下別表

別表第7（第8条関係）

磐梯熱海アイスアリーナの使用料

1 冬期の使用料

第7において同じ。)の使用に係る使用料は、1時間につき、貸切使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

3 使用者が入場料を徴さない場合であって、かつ、使用目的が「その他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

4 前3項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

	種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	別表第7中1貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	別表第7中1貸切使用料の額の100分の200に相当する額

備考

1 種別の欄中「入場料徴収加算料」とあるのは、使用者がアリーナを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。

2 入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

3 加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に

切り上げる。

3 個人使用料(冬期の使用料)

対象	単位	使用料	摘要
一般	1人1回	600円	1回とは、出入口
高校生・学生	1人1回	360円	の通過回数1回限
中学生以下	1人1回	240円	りをいう。

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

(1) 個人使用料

使用者別	単位	金額	摘要
一般	1人1回につき	400円	回数券(6回券)は、2,000円とする。
高校生	1人1回につき	300円	回数券(6回券)は、1,500円とする。
中学生以下	1人1回につき	200円	回数券(6回券)は、1,000円とする。

備考

- 1 この表は、アイススケート場として使用する場合に適用する。
- 2 「1回」とは、出入口の通過回数1回限りをいう。

(2) 貸切使用料

使用目的	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1時間につき12,400円
その他	1時間につき61,800円

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあつては最高入場料の100人分を、その他の場合にあつては最高入場料の200人分を加算する。
 - 2 土曜日等に使用する場合は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
 - 3 開場時間以外(午後9時から翌日の午前10時までをいう。)の使用に係る使用料は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
 - 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 2 夏期の貸切使用料

使用目的	単位	A	B	C	D	E	F
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アマチュア	全面	900円	900円	900円	1,000円	1,000円	4,700円
アスポートを目的に使用する場合	2分の1面	500円	500円	500円	500円	500円	2,500円
	3分の1面	300円	300円	300円	400円	400円	1,700円
その他		11,300円	11,300円	9,300円	12,400円	12,400円	56,700円

備考

- 1 冷房実施期間中は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。
- 2 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあつては最高入場料の100人分を、その他の場合にあつては最高入場料の200人分を加算する。
- 3 土曜日等に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 5 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 6 前各項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 附属室等使用料

使用区分	単位	使用料
選手控室	1室1時間	600円
会議室	1室1時間	300円

備考

- 1 時間外の使用に係る使用料は、1時間につき、附属室等使用料の表に掲げる額の100分の25に相当する額を加算する。
- 2 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
放送設備		1時間	400円
ロッカー		1回	50円
貸靴		1回	300円
温水シャワー	個人使用	1人1使用	300円
	貸切使用	1日1室(3基)	1,500円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 設備等使用料

種別	使用料
放送設備	1時間につき300円
電光掲示板	1時間につき400円
選手控室	1室1時間につき400円
会議室	1時間につき200円
ロッカー	1回につき50円
貸靴	1回につき300円